

平成 14 年 10 月 24 日
環境事業団 環境保全・廃棄物事業部
部長 楠木 儀郎 (03-5251-1030)
次長 大出 通俊 (03-5251-1031)
処理事業課調査役 大村 卓 (03-5251-1039)

豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業 事業実施計画に係る認可について

環境事業団は、平成 14 年 10 月 24 日付で、豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の事業実施計画について、環境大臣の認可を受けました。

- 1 去る平成 14 年 10 月 2 日、神田愛知県知事及び鈴木豊田市長が、鈴木環境大臣を訪問し、安全性の確保や情報公開の推進等の受入条件を付して、豊田市における環境事業団のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の具体化に同意する旨回答があった。
- 2 これを受けて、環境事業団では、別紙の「豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画」を策定し、同計画について平成 14 年 10 月 24 日付で環境大臣の認可を得た。
- 3 今後環境事業団は、豊田市において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業を実施するために必要な環境現況調査や、「豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」等の手続きに入り事業の実現を図っていく予定である。
- 4 なお、事業の具体的な計画を策定する段階から、豊田市が条件としている処理の安全性の確保や情報の公開などについて十分留意し、必要な対応をとっていく予定である。

豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画

1 事業の名称

この事業の名称は、豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業と称する。

2 事業の目的

この事業は、5（1）に掲げる4県の区域内に存するポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域のかつ適正な処理を図ることを目的とする。

3 事業の種類

この事業は、環境事業団法（昭和40年法律第95号）第18条第1項第6号の規定に基づきポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の設置及び改良、維持その他の管理を行うものである。

4 事業を実施する場所

愛知県豊田市細谷町三丁目

5 処理並びに処理施設の設置及び管理の計画

（1）処理の計画

岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内に存するポリ塩化ビフェニル廃棄物を処理し、これに含まれるポリ塩化ビフェニルを分解する。

（2）処理施設の設置及び管理の計画

処理施設の設置の計画

ア 高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにそれらと同等以上の大きさを有する形状の電気機器並びにポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む油がポリ塩化ビフェニル廃棄物となったものを処理するための施設を整備する。

処理能力： 約2トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）

イ 処理方法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の5第1項第2号ニからヘまでの規定に基づき環境大臣が定める方法とする。

処理施設の管理の計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき豊田市長に提出する同項第7号の産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に適合した管理を行う。

6 事業の着手及び完了の予定時期

- (1) 事業の着手の予定時期 平成14年10月
- (2) 施設設置の完了の予定時期 平成17年 3月
- (3) 処理の開始の予定時期 平成17年 4月
- (4) 処理の完了の予定時期 平成27年 3月
- (5) 事業の完了の予定時期 平成28年 3月

7 事業に要する費用及びその調達

(1) 事業に要する費用

施設整備に要する費用約340億円及び当該施設の運転管理等に要する費用。

(2) 事業に要する費用の調達

事業に要する費用については、施設の設置に係る国庫補助金、政府保証借入金、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金等により調達するものとし、借入金については、処理料金を徴収することにより生ずる収入により償還する。

8 その他事業に関する重要事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、処理の安全性を確保するとともに、積極的に情報公開を行うこととする。
- (2) 本事業の実施にあたっては、5(1)に掲げる4県に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に整合する受入計画を定め、当該計画に沿って計画的に受入を行うこととする。
- (3) 処理を行うにあたっては、まず豊田市の区域内に存するポリ塩化ビフェニル廃棄物を、次いで、愛知県（豊田市を除く。）の区域内に存するポリ塩化ビフェニル廃棄物を先行して処理することとする。